

# 福島県奨学資金震災特例採用

## 高等学校・専修学校（高等課程）

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

### 1 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
自宅通学	18,000 円	30,000 円
自宅外通学	23,000 円	35,000 円

※保護者と同居の場合は自宅通学扱いとなります。

### 2 貸与期間

最長で令和5年4月から令和6年3月まで（来年度の実施は未定）

### 3 申込の方法

在学する学校を通して行います。

① 申請に必要な書類を学校へ提出 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

↓

② 学校の推薦を得て申請へ

↓

③ 学校より申請書類を福島県へ 令和5年10月16日（月）必着

### 4 採用の決定

提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。  
採否については、学校を通して本人に12月初旬頃までに通知します。  
採用決定ののち、誓約書を受領後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7775 (直通)

Fax:024-521-7973

福島県高校教育課

検索

## <応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。
  - (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。
  - (2) 次に掲げる条件を具備していること。
    - ① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。
    - ② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。
  - (3) 原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）
    - ① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住して避難した場合
    - ② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して市町村の判断により避難した場合
- 2 所得  
主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。  
（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

## <貸与方法>

追加採用決定後、1年分を令和6年1月末（予定）に奨学生本人の口座に振り込みます。

## <利子・保証人>

無利子・連帯保証人1名（原則保護者）

## <返還>

卒業から6ヶ月後から貸与総額に応じ7～20年間で返還

ただし、卒業後の奨学生本人の年収（見込）が300万円以下の場合は願出により、最大5年まで返還を猶予することができます。（卒業した学校種にかかわらず同じ基準）

また、卒業から5年経過後も年収（見込）が300万円以下の場合は願出により返還義務を免除します。

## <注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。  
※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。  
なお、本県奨学生に採用後に併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者は申し込みできません。
- 4 1年生以外の方も申込可能です。